

令和8年度

栄養教諭

(解答はすべて栄養教諭解答用紙に記入すること)

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。

同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号						氏 名	
----------	--	--	--	--	--	--------	--

【問1】 次の文は、法律の条文の一部である。以下の問いに答えなさい。

法律名 (A)

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な (a) を自ら営むことができる知識及び (b) を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する (c) な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の (d) に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る (e) 又は (f) の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 略

1 (A) の法律名を書きなさい。

2 本文に即して、 (a) ～ (f) に当てはまる語句を書きなさい。

【問2】 次の文は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月）「第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割」の内容の一部である。本文に即して、以下の問いに答えなさい。

第3章 教育課程の編成及び実施

第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 教育課程編成の原則（第1章第1の1）

（略）

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章第1の2）

（略）

(1) 確かな学力（第1章第1の2の(1)）

（略）

(2) 豊かな心（第1章第1の2の(2)）

（略）

(3) 健やかな体（第1章第1の2の(3)）

(3) 学校における体育・健康に関する指導を，児童の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，（ A ）な生活と豊かな（ B ）の実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科，家庭科及び（ ① ）の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための（ ② ）が培われるよう配慮すること。

（中略）

特に，学校における食育の推進においては，栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する（ ③ ）や生活習慣病，食物アレルギー等の健康課題が見られるほか，食品の（ ④ ）の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため，児童が食に関する正しい（ ⑤ ）と望ましい食習慣を身に付けることにより，生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための（ ② ）が培われるよう，栄養のバランスや規則正しい食生活，食品の（ ④ ）などの指導が一層重視されなければならない。また，これら心身の健康に関する内容に加えて，自然の恩恵・勤労などへの（ ⑥ ）や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては，体育科における望ましい生活習慣の育成や，家庭科における食生活に関する指導，（ ① ）における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら，学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり，栄養教諭等の（ ⑦ ）を生かすなど教師間の連携に努めるとともに，地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ，学校給食の（ ⑧ ）を引き出すよう取り組むことが重要である。

（略）

1 （ A ）と（ B ）に当てはまる語句を書きなさい。

2 （ ① ）～（ ⑧ ）に当てはまる語句を，下の【語群】 a～uの中から選び，記号を書きなさい。

【語群】

a 教育的効果	b 汎用性	c 専門性	d 管理職	e 特別活動	f 学級活動	g 知識
h 技能	i 体形	j 整備	k 畏敬	l 痩身	m 肥満	n 食習慣
o 感謝	p 安全性	q 選択	r 参画	s 基礎	t 基本	u 重要性

【問3】 次の文は、「学校給食実施基準の一部改正について」(令和3年2月12日文部科学省通知)の一部である。

1 本文に即して、(a)～(j)に当てはまる語句を書きなさい。

3 学校給食の食事内容の充実等について

(1) 学校給食の食事内容については、学校における(a)を図る観点から、学級担任や教科担任と(b)等とが連携しつつ、(c)はもとより、各教科等において、学校給食を活用した食に関する指導を効果的に行えるよう配慮すること。

また、(d)と各教科等の年間指導計画等とを関連付けながら、指導が行われるよう留意すること。

① 献立に使用する食品や献立の(e)を明確にした献立計画を示すこと。

② 各教科等の食に関する指導と(f)に関連させた献立作成とすること。

③ 学校給食に(g)を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として使用することは、児童生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上で重要であるとともに、地産地消の有効な手段であり、食料の輸送に伴う環境負荷の低減等にも資するものであることから、その積極的な使用に努め、農林漁業体験等も含め、(g)に係る食に関する指導に資するよう配慮すること。

④ 我が国の伝統的(h)について興味・関心を持って学び、郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の(h)の継承につながるよう、郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒がその歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組に資するよう配慮すること。また、地域の(h)等を学ぶ中で、世界の多様な(h)等の理解も深めることができるよう配慮すること。

⑤ 児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、献立名や食品名が明確な献立作成に努めること。

⑥ 食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、(b)、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること。なお、実施に当たっては、公益財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「(i)(アレルギー疾患用)」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」並びに文部科学省が作成した「学校給食における(j)」を参考とすること。

2 次の文は、食中毒の予防策について文章にまとめたものである。(ア)～(オ)に当てはまる適切な言葉を a～eの中から選び、記号を書きなさい。

(1) (ア)による食中毒は、特に肉や卵を原因とするものが多い。それらを扱う際には、専用のエプロンを着用し使い捨て手袋を装着する。卵を割ったら、直ちに調理する。割ったまま、保存することは避ける。

(2) (イ)や(ウ)は、トイレを介して感染が広がる可能性が高いため、調理従事者専用トイレを設置する必要がある。

(3) (エ)による食中毒は、鮮度の落ちたまぐろやかじきなどを食べた時に起こりやすい。そのため、信頼のおける業者からの購入、検収時の鮮度確認及び保存時の温度管理が重要である。

なお、検食の意義を理解し、異味、異臭、その他の異常がないかを確認し、唇や舌先にピリピリとした刺激を感じた場合は速やかに給食を中止する。

(4) 鼻腔に(オ)を保菌している場合があるので、調理中は常にマスクを装着するとともに、日頃から口、鼻に触れない習慣をつけることが大切である。

[a ヒスタミン b 腸管出血性大腸菌 c ノロウイルス d サルモネラ属菌 e 黄色ブドウ球菌]

【問4】 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）の一部である。本文に即して、以下の問いに答えなさい。

- 1 学校給食における食物アレルギー給食対応レベルについて ～ に当てはまる語句を書きなさい。

Ⅲ 総論

1～5（略）

6 給食対応の基礎用語

対応レベル

レベル1（詳細な 対応）

（略）

レベル2（弁当対応）

（略）

レベル3（ 食 対応）

（略）

レベル4（ 食 対応）

（略）

- 2 弁当対応の考慮対象について（ ① ）～（ ⑥ ）に当てはまる語句を書きなさい。

Ⅱ 解説

1～2（略）

3 献立の作成と検討

(1) （略）

(2) 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

（中略）

弁当対応の考慮対象

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア） 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

a) 調味料・（ ① ）・添加物の除去が必要

b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）（略）

c) （ ② ）の食物除去が必要

d) 食器や（ ③ ）の（ ④ ）ができない

e) 油の（ ④ ）ができない

f) その他、上記に類似した学校給食で対応が（ ⑤ ）と考えられる状況

（イ） 施設の整備状況や人員等の（ ⑥ ）が整っていない場合

※単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

※a)～f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

- 3 食物アレルギー対応では安全な給食提供のために、原因食物が使用されていることが明確な料理名にすることが必要である。具体的に原因食物が使用されていることがわかる料理名を書きなさい。

例) 大豆のかみかみ揚げ、えび入りはんぺん

【問5】 食に関する指導について、以下の問いに答えなさい。

- 1 次の文は、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（平成31年3月 文部科学省）の一部である。本文に即して以下の問いに答えなさい。

第3章 食に関する指導に係る全体計画の作成

第1節 (略)

第2節 (略)

第3節 (略)

第4節 栄養教諭の役割

栄養教諭は、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教師として、(a) のリーダーシップのもと食に関する指導における全体計画の作成や実践等で中心的な役割を果たすとともに、学校内の教職員はもとより、(b) ・地域、関係機関等との連携・調整の要として、地域学校協働活動推進員等と連携し、子供たちの健康の保持増進に向けた健全な食生活の実現に取り組んでいくことが求められています。

1 全体計画の進行管理

学校における食育推進の基本的な考え方と方向性を全体計画として示すためには、必要な(c)等の実施、指導内容や方法の決定等、複数の作業が必要となるため、推進体制を整備し、計画策定及び進行管理を組織的に行うことが大切です。全体計画を策定し、実施していくには、各種調査等に基づき、児童生徒の(d)をしておくことが必要となります。その実態を踏まえて(e)（校長（副校長・教頭）、栄養教諭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、給食（食育）主任、体育主任、学級担任等）において課題を整理し、前年度(f)や食育推進計画等を踏まえた(g)を設定します。

(中略)

栄養教諭は、学級担任や教科担任と協力しながら、(h)や教科書などから食に関する指導に関連している単元等を抽出します。教務主任は、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう教育課程の編成及び実施に当たります。

また、全体計画を作成する(e)等の運営にも積極的に取り組むことが望めます。

なお、A全体計画の作成は、例えば、

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥

--

といった手順などが考えられます。

(略)

- (1) 本文に即して、(a)～(h)に当てはまる語句を書きなさい。
- (2) 下線部Aについて、本文に即して、以下のア～カを①～⑥に対応するよう解答欄に左から順に並べ替えて書きなさい。ただし、「イ」については既に解答欄に記載している。

ア 校長の了承・決裁

イ 各学年会や教科部会に原案を提示、調整

ウ 職員会議で校内教職員へ周知

エ 栄養教諭を中心とした関係教職員による作成委員会等の設置

オ 食に関する食育推進組織に原案を提示、調整

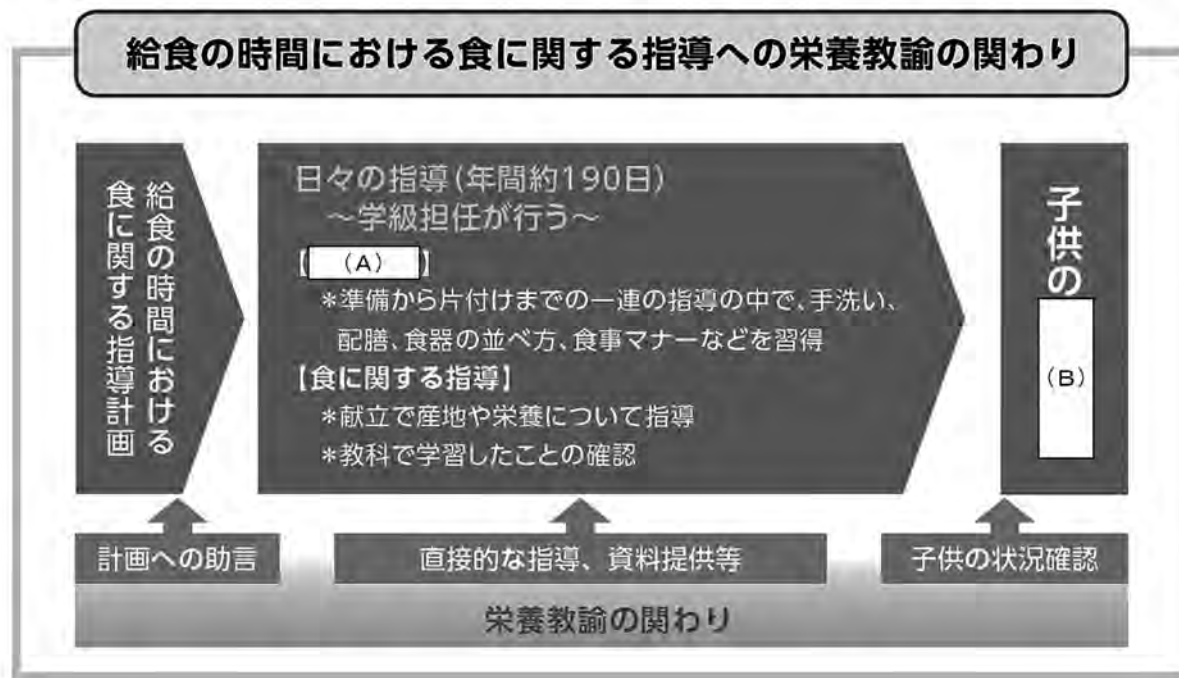
カ 全体計画の原案作成

2 次の図文は、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（平成29年3月 文部科学省）の一部である。本文に即して、以下の問いに答えなさい。

II 実践《DO》

1 食に関する指導

(1) 給食の時間における食に関する指導



基本的な考え方

学校給食は、学習指導要領において特別活動の「学級活動」に位置付けられていますが、特別活動の授業時数に関しては「学校給食に係るものを除く」との記載があり、給食の時間における指導は特別活動の標準授業時数には含まれていません。しかしながら、学習指導要領では、いずれの学年においても取り扱う内容として「(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」と「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の三つを示しており、学校給食は、その中で a(2)エ「食育の観点
を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」（中学校では(2)オ）として示されていることから、学級担任などにより、全ての学校において指導しなければなりません。

(略)

栄養教諭の役割

給食の時間における食に関する指導は、毎日の給食の時間に学級担任が行います。栄養教諭は、給食の時間における食に関する指導を年間指導計画に位置付けるとともに、適宜、指導計画を踏まえた打合せを行った上で、b 直接教室に出向いて指導したり、c 学級担任が指導できるよう資料提供したりします。また、その結果、子供の行動がどのように変容したか観察しその後の指導に生かします。

- (1) 図中(A),(B)に当てはまる語句を書きなさい。
- (2) 下線部 a について、学校における食育の推進を図るにあたっては、食に関わる資質・能力を育成することを目指して、6つの食育の視点が示されている。その1つは、「心身の健康」である。「心身の健康」以外の食育の視点をすべて書きなさい。(順不同)
- (3) 小学校低学年の担任の先生から以下のような相談があった。

クラスの子供たちが、給食を残す量が多いです。特にサラダや野菜をあまり食べたがらず、「ごちそうさま」の後に、沢山残してしまっている状況です。どうしたらよいでしょうか。

あなたなら、この担任の先生、クラスの子供たちのために、給食の時間における食に関する指導としてどう関わるか、答えなさい。

条件Ⅰ：次のいずれかを選択し解答欄に○をすること

【下線部 b：直接教室に出向いて指導 下線部 c：学級担任が指導できるよう資料提供】

条件Ⅱ：食育の視点「心身の健康」の資質・能力を高めることにつながる指導であること

条件Ⅲ：50字以上70字以内で書くこと